

# 日本の当面する外交防衛分野の諸課題

## 第 165 回国会（臨時会）以降の主要な論点

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 552(2006.10.17.)

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 1 日中関係の課題<br>- 歴史認識と海洋秩序をめぐる摩擦   | 4 日露関係、その他アジア諸国との課題                      |
| 2 日韓関係の課題<br>- 歴史認識と竹島領有などをめぐる摩擦 | 5 防衛庁・自衛隊に関連する課題                         |
| 3 北朝鮮をめぐる課題<br>- 拉致・核開発・ミサイル発射   | 6 その他の安全保障政策上の課題                         |
|                                  | 7 国際刑事裁判所(ICC)加盟問題<br>むすびにかえて<br>【文献リスト】 |

9月26日に始まった第165回国会（臨時会）の冒頭に、自民党と公明党の連立による安倍晋三新政権が発足した。安倍新政権が取り組むべき外交防衛分野の課題は、何より対アジア外交の再構築である点で、論者の見方は一致している。

本稿では、今後、日本の対外関係のゆくえを大きく左右する日中、日韓など対アジア外交の課題をはじめ、平成18（2006）年秋以降に日本が当面する外交防衛分野の諸課題を取り上げ、その論点を整理した。

なお、国連安保理常任理事国入りや緊急事態基本法制定の問題は、次期常会以降の課題と思われるので、本稿では取り上げていない。また、新政権の外交防衛政策の策定枠組みに関わる「日本版NSC（国家安全保障会議）」問題については、本誌548号を参照されたい。

外交防衛調査室・課

調査と情報

第552号

本稿は、2005年10月に初版を、2006年3月に改訂版を刊行したものの3訂版である。国内外の情勢の変化により、旧版で取り上げた課題が解消されたり、新たに課題が生じたり、あるいは同一の課題であっても新たな局面を迎えたり様々である。なお、文中の人物の肩書きは、すべて記載内容当時のものとした。

## 1 日中関係の課題 歴史認識と海洋秩序をめぐる摩擦

**【歴史認識をめぐって】** 2004年に日本の対中貿易額は、戦後初めて対米貿易額を上回った。他方、両国の政治関係は、歴史認識をめぐる問題などで冷却化した。日中共同宣言(1998年)がうたう首脳相互訪問は2001年10月を最後に約5年にわたって途絶え、「政冷経熱」といわれる状態が続いている。歴史認識問題は、小泉首相の靖国神社参拝問題にとどまらず、2005年春には教科書検定問題でも再燃した。中国側が日本の検定制度を批判したのに対し、日本側は中国の愛国教育が反日感情を助長したと反論した。対立は、中国での日本製品不買運動や日本の国連安保理常任理事国入り反対運動に繋がり、中国各地へ拡大した。中国政府は日本の歴史認識を批判しつつも抗議活動の抑制に動き、一方、小泉首相はアジア・アフリカ会議50周年記念会議(2005年4月)で改めて過去に対する「反省とおわび」を表明したように、両国で摩擦鎮静化の動きも見られた。その後、2度の靖国参拝(2005年10月、2006年8月)に対し、中国政府は「日中関係悪化の原因は中国や日本国民にはなく、靖国問題の解決なしに関係改善は困難」との立場を示した。外国政府が心の問題に介入することに不快感を示す小泉首相との間に、認識の隔たりがあることを印象付けた。

新政権発足後、安倍新首相は最初の外国訪問先に中国を選んだ。10月8日の日中首脳会談において、戦後日本の平和国家としての歩みを強調した上で、自身の靖国参拝の有無を明言しない方針を中国側に伝えた。後述の東シナ海ガス田問題をはじめ、日中間には難問が山積している。歴史認識をめぐる両国の膠着した関係を克服し、首脳会談で合意したように戦略的互惠関係を構築できるか否か、今後の推移を見守る必要がある。

**【海洋秩序をめぐる問題】** 東シナ海の日中両国間の排他的経済水域(EEZ)及び大陸棚の境界をめぐる協議も難航している。日本が両国沿岸の中間線を主張するのに対し、中国は大陸棚が沖縄トラフまで続いていることを根拠に、そこまでを自国のEEZと主張している。日本側が主張する境界に近接する海域では、中国が、2003年8月からガス田開発に着

表1 日中協議の主な論点

	日 本	中 国
境界	日中中間線が妥当。	中国の大陸棚は沖縄トラフまで続いている。したがって、沖縄トラフを境界とすべき。
中国の開発	鉱脈は日中双方の海域にまたがっていると、開発の即時停止と地下構造のデータ等の情報開示を要求。	中国側と日本側との鉱脈はつながっていない。また、開発は中国側で行っている。よって、開発中止・情報提供には応じず。
共同開発	中間線をまたいだ日中双方の海域、すなわち白樺、檜、楠、翌檜の共同開発を提案。	中間線から沖縄トラフまでの海域での共同開発 第4回協議で、尖閣諸島付近、及び日韓大陸棚共同開発区域付近での共同開発を提案。

< 出典 > 濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題」『調査と情報 - ISSUE BRIEF - 』547号, 2006.6.16, p.3.

手し、一部で生産を開始している。地下鉱脈が日本側海域へつながるガス田では資源の抜き取りが懸念されていることから、日本側は開発の中止とデータの提供を求めてきたが、中国側はこれに応じていない。事態打開のための実務者協議は6回を数えるが、主な論点について両国の主張は平行線のままである（表1参照）。

この他、中国は近年、日本近海における海洋活動を活発化させている。2004年11月には、中国原潜が潜没したまま日本の領海に侵入する事件が発生した。また、沖ノ鳥島近海では、事前通報なしで海洋調査を行った。日本側の抗議に対しても「沖ノ鳥島は、島ではなく岩だ」と反論し、同島周囲の日本のEEZを認めない立場を表明した。こうした中国との摩擦を契機に、自民、民主両党は、それぞれ海洋権益確保に関する法案を提出している（第164回国会（常会）ではいずれも継続審議となった）。

## 2 日韓関係の課題 歴史認識と竹島領有などをめぐる摩擦

**【歴史認識をめぐって】** 日中首脳会談翌日の10月9日、安倍新首相は韓国を訪問し、盧武鉉大統領と首脳会談を行った。会談実現の背景には、日韓双方が、日本の新政権発足を機会に、関係改善を図りたいとの意向で一致したことがある点などが指摘される。

歴史認識に関する意見交換の中で、安倍首相は、中国に対してと同様に、自身の靖国神社の参拝について明言しない方針を示したほか、安倍内閣においても、いわゆる従軍慰安婦に関する河野官房長官談話（平成5年8月）を受け継いでいることを強調した。小泉前首相の靖国神社参拝をきっかけに、日韓間で2004年に合意された首脳相互訪問（シャトル）外交が2005年6月の3回目で中断している問題に関しては、盧大統領は、シャトル外交再開についての明言を避け、適当な時期に日本を訪問したいと述べるにとどまった。盧大統領が国立追悼施設の具体的な検討を要請したのに対して、安倍首相は慎重に検討していると応答した。歴史教科書問題に関しては、今回の首脳会談において、第2期歴史共同研究を年内に発足させることが合意された。

北朝鮮による拉致、核開発、ミサイル発射などの問題に有効に対処するためにも、両国の緊密な協力は必須であり、安倍新政権による日韓関係の再構築が求められている。

**【竹島領有と海域境界画定をめぐる問題】** 2006年4月、海上保安庁が竹島周辺海域の海洋調査計画を公表した。竹島の周辺は、日韓双方が権利を主張する、境界が未確定な海域である。韓国は、この海洋調査計画に強く反発し、日本の測量船の拿捕をも辞さないという強硬な姿勢を示した。

日本の海洋調査計画は、国際的な会議である大洋水深総図（GEBCO）事業・海底地形名称小委員会（2006年6月開催）で、韓国が、日本海の海底地形に新たな韓国式名称を提案する動きに出たことに、対応したものであった。韓国には、竹島周辺の海底地形に韓国式の名称を付け、竹島の不法占拠を既成事実化するなどの目的があるとされる。日本としては、同海域の測量調査を実施し、最新データに基づく海図を作成することで、日本式海底地形名称の継続を図る狙いがあった。

事態收拾のため、4月22～23日に日韓事務次官級協議が開催された。その結果、韓国は、適切な時期に海底地名登録を推進する、日本は、今回の海洋調査を中止する、EEZの境界画定交渉を再開する、との合意に達し、事態は一応の収束をみた。これらの合意を受けて、日韓EEZ境界画定交渉が6年ぶりに再開されたが、6月と9月の交渉で、日韓双方が竹島を自国EEZの基点とするよう求めるなど、主張は平行線をたどっている。

盧武鉉大統領が 2006 年 4 月に発表した「対日政策に関する特別談話」は、竹島問題を歴史認識の問題として改めて強調する内容で、竹島領有権問題をより複雑にすることになった、とも指摘される。日韓の EEZ 境界画定は、竹島の領有権問題と密接に関係していることから、短期間での解決は困難である。日本としては、係争海域における海洋調査の共同実施や、事前通報制度の導入などの暫定的な措置を韓国側に働きかけることによって、両国間の信頼醸成を図る努力が必要であろう。同時に、竹島領有権問題を複雑化させないためにも、日韓の専門家による歴史共同研究事業などを通じて、両国が共同で歴史問題を克服していく営みが今後とも重要となろう。

### 3 北朝鮮をめぐる課題 拉致・核開発・ミサイル発射

**【拉致問題】** 2006 年 2 月の日朝包括並行協議以降、具体的な日朝関係の進展は見られない。同年 4 月、日本政府の DNA 検査により、横田めぐみさんの夫が、韓国人拉致被害者である可能性が高いことが判明した。韓国政府の検査でも同様の結果が得られたが、韓国政府は、拉致問題での日本との連携には消極的である。同月、日本の拉致被害者の家族は訪米し、下院公聴会での証言やブッシュ大統領との面会を通じて、拉致問題解決の重要性を訴えた。6 月には、拉致問題解決に国が最大限の努力をするように求め、改善が図られない場合は、経済制裁を発動すること等を定めた北朝鮮人権法（平成 18 年 6 月 23 日法律第 96 号）が成立した。

日本は、北朝鮮への圧力を加える国内法整備とともに、国際的な理解と支持を得る努力をしながら、北朝鮮に対し拉致問題での誠意ある対応を迫っている。過去の経緯をみると、北朝鮮が拉致問題や核開発問題などに前向きな姿勢を見せるのは、自国を取り巻く国際環境が悪化した場合が多い。日本の圧力が、どこまで北朝鮮の姿勢に変化をもたらすことができるか、現時点では、まだ不透明である。

**【核開発とミサイル発射問題】** 2002 年 10 月に発覚した北朝鮮の核兵器開発問題は、日米韓中露及び北朝鮮による 6 者協議（2003 年 8 月以降、5 度開催）の場で議論されてきた。2005 年 9 月の第 4 回協議で採択された共同声明で、北朝鮮は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、核兵器不拡散条約及び IAEA（国際原子力機関）保障措置に早期に復帰することを約束した。しかし、北朝鮮は、米国による金融制裁（北朝鮮の資金洗浄疑惑の拠点とされた銀行との米国内銀行の取引禁止措置、2005 年 9 月）に反発して、同年 11 月以降、協議再開を拒否している。無条件での 6 者協議復帰を迫る米国と、米国による金融制裁解除が先だとする北朝鮮との対立が続いている。

こうした中で、2006 年 7 月 5 日、北朝鮮は、テポドン 2 号など複数種類の弾道ミサイル計 7 発を日本海に向けて発射した。弾道ミサイルの発射には、対外圧力に屈しない決意を示す政治的意図と、自国のミサイル運用能力を示す軍事的意図の 2 つがあるとみられている。ミサイルの脅威が再認識された結果、日本政府は、ミサイル防衛システムの配備や、在日米軍との協力関係構築を加速化させている（本稿第 6 節参照）。

北朝鮮によるミサイル発射後、日本政府は直ちに、万景峰号の入港禁止等の措置を決定し、同時に国連安全保障理事会に、北朝鮮への制裁を含む非難決議案を提案した。米国などと協調しつつ、中国・ロシアとも調整を行なった結果、7 月 15 日、国連による強制行動につながる「国連憲章第 7 章」への言及は削除されたものの、北朝鮮に対する非難決議（安保理決議 1695 号）が全会一致で採択された。北朝鮮はこの決議の受け入れを拒否した。

ミサイル発射に続いて、北朝鮮は10月9日、国連安保理議長声明（10月6日）による国際社会の警告を無視して、地下核実験を行った。核実験実施に対しては、日米韓のみならず、北朝鮮の友好国である中国、ロシアも反対や非難を表明した。今後、国際社会は、国連安保理において強い措置をとることが予想されるとともに、各国個別の経済制裁に動くことも予想される。他方で、中国などによる対話（6者協議）再開の努力も行なわれることになろう。日本としては、ミサイル防衛体制の整備や米韓との協調と同時に、中国やロシアとの連携強化にも留意する必要がある。

9月19日に日本政府は、外国為替及び外国貿易法による送金停止等の追加的な経済制裁を発動した。また、北朝鮮による不正な金融取引を規制する目的で自民党が作成中と伝えられる「特定金融取引規制特別措置法案」の作成作業に関しても、今回の北朝鮮の核実験によって、さらに作業が加速されることが考えられよう。

#### 4 日露関係、その他アジア諸国との課題

**【日露関係】** 2006年8月、北方領土の歯舞群島に属する貝殻島周辺海域で、日本漁船がロシア警備艇に銃撃、拿捕され、乗組員1名が死亡する事件が発生した。日本政府はロシア側に対し、日本の領海内で銃撃・拿捕事件が発生し、日本人の生命が失われたことに対する抗議を申し入れ、陳謝を求めた上で、責任者の処罰と船員の即時解放などを要求した。これに対しロシア政府は、すべての責任は、密漁を行った当事者たちとそれを放置した日本当局にあると応じた。より安定した安全操業体制確立の重要性が指摘されるが、日露間には、漁業協力の既存の枠組みとして、1998年の北方四島周辺水域操業枠組協定、1981年の貝殻島昆布協定の2つがあり、引き続き維持していく方針が改めて確認されている。政府は、これらの枠組みの下で、安全かつ安定的な操業を維持していくことや、取り締まり当局間の協力強化を進めていくことが重要という立場を表明している。

今回の事件は、日露間の未解決の北方領土問題を改めてクローズアップさせたが、北方領土をめぐる日露交渉は近年停滞している。小泉政権においては、2005年11月のプーチン大統領訪日による首脳会談でも共同声明の発表が見送られて、双方の立場に隔たりがあることを確認するにとどまった。ロシアは好調な経済を背景に、大国主義的傾向を強め、日本企業が参加する国際石油・天然ガス開発事業「サハリン2」に対して停止命令等も出している。日露間の領土交渉をめぐる環境は一層厳しさを増しているため、事態の打開に向けた継続的な取り組みが求められている。

**【東アジア共同体に向けた動き】** 東アジアにおける経済・社会面を中心としたこれまでの地域協力の進展を基に、2005年12月、初の東アジア首脳会議（EAS）が開催された。EASにおいては、ASEAN+3（日中韓）などの既存の枠組みとともに、EASが将来の東アジア共同体の形成に役割を果たすことが合意された。2006年12月にフィリピンで開催予定の第2回首脳会議においては、参加国の範囲をめぐる問題が焦点となっている。第1回首脳会議は、ASEAN+3に、オーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた16カ国が参加した。第1回会議の議長国マレーシアのゲストとして出席したロシアの参加をどうするか、さらには米国や欧州連合（EU）の関与をどうするかなどが問われている。共同体形成に向けた議論が、今後、各国間で活発化するものとみられる。

**【インド】** 日本政府は、政治、経済、外交面など多岐にわたる分野で国際的な注目を集め、存在感を増すインドとの関係強化を図っている。2005年4月の小泉首相訪印で、これま

での関係に戦略的方向性を付与する方針が合意された。また、2006年1月の麻生外相訪印で、国連安全保障理事会の改革、東アジア共同体の形成、インド洋における海賊・テロ対策などについて外相間の戦略的対話を実施することを確認した。両国関係を阻害する要因となっている核問題については、軍縮・不拡散分野の局長級協議の開始が決まった。また、日印経済連携協定(EPA)締結の政府間交渉に入るための準備作業を開始することも合意されている。日印間の多方面の関係強化が、日本外交の幅を広げることになるのが注目される。

**【中央アジア】** 2006年6月、小泉首相が、現職首相として初めて中央アジア(カザフスタンとウズベキスタン)を訪問した。中央アジアは、豊富なエネルギー・地下資源を有するだけではなく、テロ対策など国際安全保障の上からも、その重要性が増している。6月の訪問では、カザフスタンとの間で、世界的に需要が増加しているウランの鉱山開発や核燃料化への支援など、エネルギー資源分野での協力強化が合意された。日本は、多額の政府開発援助(ODA)を供与しているにもかかわらず、積極的な関与を強める中国やロシアと比べ、この地域における存在感が希薄であると指摘されている。今後、腰を据えた対ユーラシア外交の展開が期待されている。

## 5 防衛庁・自衛隊に関連する課題

**【防衛庁の省昇格と自衛隊国際活動の本務化】** 平成18(2006)年6月9日、政府は、防衛庁の省移行と、自衛隊による国際活動等の本務化に関する防衛庁設置法等の一部改正案を閣議決定し、国会に提出した(164閣法91)。提出の時期が常会期末であったため、継続審議となった。第165回国会(臨時会)において本格的な論議が予想される。防衛省移行に関する法改正は、現在内閣府の外局として置かれている防衛庁を、諸外国並みに省とすることにより、独自に法案と予算を提出する権限や、閣議開催の発議権などを新たに与えるものである。また、国際活動等の本務化に関する法改正は、国連平和維持活動(PKO)や国際緊急援助などの国際活動のほか、周辺事態における後方地域支援活動や在外邦人輸送活動など、現在の自衛隊法では「雑則」や「附則」で規定されている自衛隊の海外での諸活動を、防衛出動や治安出動と同様に、自衛隊の本来の任務に格上げするものである。

改正法案の審議では、省昇格のメリットとデメリット、省昇格及び本務化と文民統制との関係、省昇格と自衛隊の海外派遣に対する周辺諸国の反応などが、主要な論点となるであろう。

**【テロ対策特別措置法の期限延長】** テロ対策特別措置法(平成13年11月2日法律第113号)は、国際的な対テロ活動の一環として、インド洋で海上監視活動に従事する米英等の艦船に対し、海上自衛隊が補給支援を行うことなどを定めている。同法は、平成13(2001)年11月、2年間の時限立法として制定された。活動実施期間は、基本計画の変更(半年ごと)と法改正(平成15年10月と平成17年10月)によって、その都度延長されており、支援活動開始以降、平成18(2006)年7月末までの総給油量は、約44万8,000キロリットルに達する。平成18(2006)年11月1日に期限切れを迎えるため、政府は、同法改正を臨時国会の最重要課題の1つとしており、1年間再延長する改正案を提出する。

アフガニスタンでは、国内各地で頻発するテロや、旧政権タリバンなど武装勢力と米軍や国際治安支援部隊(ISAF)との戦闘激化により、治安情勢は急速に悪化しつつあるとも伝えられる。改正法案の審議に際しては、「9.11同時多発テロ」5周年を踏まえた、国際的な対テロ活動の総括と今後の取り組み、アフガニスタン情勢の今後、自衛隊

による支援継続の必要性、アフガニスタンの国家再建と平和の定着に対する我が国の支援策、などが主要テーマになると思われる。

なお、平成16(2004)年1月に開始された、イラク人道復興支援特別措置法(平成15年8月1日法律第137号)に基づく陸上自衛隊のイラク派遣は、平成18(2006)年7月をもって終了した。基本計画の変更により、航空自衛隊は、対象範囲を拡大させつつ、引き続きイラクにおける輸送活動に携わることとなっているが、派遣期間は平成18(2006)年12月14日に終了する。期限の延長は、閣議決定による基本計画の変更によって可能ではあるが、臨時国会では、この問題についても関連質疑が予想される。イラクにおける復興支援活動の総括、イラクの治安情勢、航空自衛隊による活動継続の必要性、イラクの復興支援のための我が国の取り組み、などをテーマとした論議が予想される。

**【自衛隊の国際活動に関する「恒久法」制定問題】** 現在、PKO及び国際緊急援助を除く国際任務を、自衛隊が随時行うための根拠法は存在しない。このため、自衛隊の国際活動に関する恒久的な法制度を整備する必要性が、かねて指摘されてきた。平成15(2003)年8月、政府は、関係省庁の職員を含む内閣官房のチームを設置し、「恒久法」制定のための検討作業を開始したが、現在までのところ、法案化されるには至っていない。一方、与党内でも検討が行われ、平成18(2006)年8月30日に自民党の国防部会防衛政策検討小委員会が、「恒久法」となる「国際平和協力法案」をまとめた。報道によれば、この法案の概略は次の通りである。

- 国連決議や国際機関の要請が無い場合でも、政府の判断で自衛隊派遣を可能とする。
- 活動の範囲には人道復興支援のほか、安全確保、警護、船舶検査などを含める。
- 正当防衛以外でも、任務遂行のため武器の使用ができるよう、武器使用の基準を緩和する。
- 活動実施にあたっては、国会の事前承認を必要とする。

一部報道によれば、臨時国会でテロ特措法改正法案の提出に合わせて、「恒久法」制定の必要性にふれた付帯決議を提出する動きも伝えられている。いずれにしても、今後予想される「恒久法」案をめぐる論議では、自衛隊の活動領域の拡大、武器使用の問題、自衛隊の活動と国連決議との関係などが、主要な論点となるであろう。

## 6 その他の安全保障政策上の課題

**【ミサイル防衛】** 政府は、平成15(2003)年12月にミサイル防衛(MD)システムの整備を閣議決定し、平成17(2005)年7月には自衛隊法を改正して、防衛出動が下令されていない場合においても、自衛隊が弾道ミサイルを迎撃するための法的根拠を整えたが、実際のMDシステムの配備には至っていない。ただし、2006年7月5日の北朝鮮による計7発の弾道ミサイル発射は、日本国内のMD導入論議を再び活発にした。

7月6日、額賀防衛庁長官は、平成19(2007)年度中の運用開始を予定していたPAC-3(地上配備型の迎撃ミサイル)について、平成18(2006)年度末までに整備を前倒しすると答弁した(第164回国会衆議院安全保障委員会議録,平成18年7月6日,pp.2-3)。配備前倒しを可能とするため、政府は、米国に対してPAC-3の優先的供与を求めており(平成17年に日本は米国に対して16基のPAC-3を発注済み)報道によれば、日米間ではPAC-3の追加供与も検討されているという。防衛庁の平成19(2007)年度予算概算要求も、北朝鮮のミサイル発射後にMD関連予算が当初予定の約1,960億円から約2,190億円と増額(対前年度比56.5%

増)し、PAC-3とSM-3(海上配備型の迎撃ミサイル)の整備とともに、弾道ミサイル探知のための新型センサーの研究や電子偵察機EP-3の高性能化が盛り込まれた。

在日米軍も、MD能力の拡充を加速化している。米軍は、SM-3を搭載したイージス艦を太平洋に6隻配備する方針を示しており、8月29日にはSM-3搭載イージス艦シャイローが初めて日本(横須賀基地)に配備された。また、沖縄の嘉手納基地への米軍のPAC-3部隊配備も、すでに開始されている。さらに米国は、新たなXバンド・レーダーを九州か沖縄に配備することも検討しているとの報道もある。

**【集団的自衛権】** 集団的自衛権に関する現在の政府解釈は、日本は権利を有しているが、それを行使することは憲法第9条によって許容される必要最小限度の自衛の範囲を越えるため不可能である、というものである。政府はこれまで、この解釈に基づき、自衛隊の活動を厳格に規定してきた。しかし、以前からこの政府解釈に対しては、「一緒の海域で行動する米軍の艦船が攻撃された時に、自衛隊が逃げ出せば、日米同盟は崩壊するのではないか」といった批判も存在していた。

集団的自衛権の行使を可能とするためには、憲法第9条を改正するか、または、従来の政府解釈を変更するか、いずれかが必要となる。9条改正については、まだ国民のコンセンサスが形成されていないとの指摘もある。実際、平成17(2005)年4月にそれぞれ発表された衆議院及び参議院の憲法調査会報告書でも、集団的自衛権については見解が一致せず、賛否両論が併記された。9条改正を含む改憲のスケジュールが未確定であるため、政府解釈の変更によって直ちに集団的自衛権を容認すべきだとの見解も存在する。他方、「長年にわたる政府の解釈を軽々しく変更すべきではない」との見解は、護憲論者はもとより、9条改正論者の中にも根強い。

安倍首相は、9月29日の所信表明演説で、大量破壊兵器等の拡散、対テロ戦争、日本の国際貢献に対する期待の高まり等を踏まえ、「日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするため、いかなる場合も憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し」研究することを表明した。今後、この研究が本格化していけば、賛否両方の立場から活発な論議が繰り広げられることになるだろう。

**【在日米軍再編】** 2006年5月に、日米政府は在日米軍再編の具体的な計画に合意した。その後政府は、基地再編を受け入れた自治体への新規交付金と在沖海兵隊のグアム移転費用の支出を可能とするための法案の作成に着手したとされる。しかし、米国との計画合意後も、地元自治体との調整は円滑に運んでいるとは言い難い。特に、再編の焦点となった普天間基地移設をめぐることは、ようやく平成18(2006)年8月末になって国と自治体が参加する移設協議会が設置されたばかりで、実質的な協議は進んでいない。

報道によれば、在日米軍再編を円滑に実施するため、平成19(2007)年の常会に「駐留軍等再編円滑化特別措置法案」が上程される予定である。同法案は、10年間の時限立法とされる見込みで、再編で負担増となる基地を「再編関連特定防衛施設」に指定して周辺自治体に交付金を支出すること、在沖米海兵隊のグアム移転用の家族住宅建設のために国際協力銀行(JBIC)の業務にグアム向けの出資などを可能にする特例措置の根拠として「特別勘定」を設置すること、などが盛り込まれると言われる。在日米軍再編の是非を日本の安全保障のあり方の根本から問う議論はもとより、より実際的な見地から、米軍住宅建設費用の積算根拠や使途管理などの具体的方法についても、議論が行われるものと思われる。



## 7 国際刑事裁判所（ICC）加盟問題

外務省は、平成 19（2007）年度予算概算要求において、国際刑事裁判所（ICC）の分担金 19 億 8 千万円を要求し、次期通常国会で ICC 規程の承認と関連国内法の整備を行う方針を明らかにした。2007 年 7 月の ICC 加盟を目指すためである。この時期の加盟には、2009 年に予定されている ICC 規程の再検討会議及び裁判官選挙に参加する狙いもある。

ICC の設立を定めた条約である ICC 規程は、1998 年 7 月に採択され、2002 年 7 月に発効した。ICC は、国際共同体全体が関心を有する最も重大な犯罪である、集団殺害（ジェノサイド）罪、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略の罪の 4 つ（ただし、侵略の罪については、その定義が採択された後でなければ管轄権を有しない）を犯した個人を直接裁く常設の裁判所である。ICC は、各国の刑事裁判権を補完するものと位置づけられており、各国の刑事裁判権が正常に機能しない場合に限り、その権限を行使する。ICC には、捜査及び訴追を行う検察局も置かれる。ICC に事態を付託できるのは、すべての締約国及び安全保障理事会であるが、検察官も予審裁判所の許可を得て職権により捜査を行うことができる。

現在、まだ、裁判は開かれていないが、ウガンダ、コンゴ、スーダン（ダルフル地方）の各事態について捜査が進められており、コンゴの事態については訴追のための予審が行われている。このほか、中央アフリカ共和国の事態が付託されている。

加盟国は、2006 年 8 月末現在 100 カ国である。しかし、米国、ロシア、中国といった主要国は未加盟であり、アジア・中近東からの加盟国も 12 カ国にとどまっている。米国は、クリントン政権下の 2000 年に一旦署名したものの、2002 年にブッシュ大統領が、外国に派遣した自国兵士が政治的な理由で裁かれるおそれがあることを理由に、署名を撤回した。その後、軍事支援や経済援助の停止を材料に、米兵を ICC への訴追から免責する 2 国間協定の締結を各国に求めている。一方、アジア諸国が未加盟なのは、ICC の活動が自国の主権との関係で、問題を生じうるとの懸念などによるとの指摘もなされている。

日本は、規程の作成に大きな役割を果たしたが、国内法の整備が必要であるとして署名していない。戦争犯罪に関しては、平成 16（2004）年にジュネーブ条約第 1 追加議定書及び第 2 追加議定書の批准に伴う国内法の整備が行われたが、なお、集団殺害罪や人道に対する罪に関する整合性の検討、司法共助・捜査共助に関する法整備の必要性の検討などが課題として残っている。ICC に対し否定的対応をとる米国との調整も、日本にとって課題である。大国が未加盟のため、日本による分担金の分担率は加盟国最大となることが予想され、日本の発言力の強化が期待できる反面、財政負担への懸念も考えられる。これらの課題をどのように解決するかが当面の焦点となろう。

### むすびにかえて

本稿では、第 165 回国会（臨時会）において議論が予想される課題を中心に取り上げたため、平成 19（2007）年の常会以降に法案提出等が見込まれる課題については、取り上げていない場合もある。また、外交防衛政策上の課題と密接に関連するものの、外交防衛以外の他の政策分野に属する課題も取り上げていない。これらの課題のうち、重要と思われる 3 つの課題に簡単に触れることで、むすびにかえることにしたい。

第 1 の課題は、米国が日本に要請していると言われる「軍事情報に関する一般保全協定（GSOMIA）」の締結の問題である。MD 体制を充実させるために、日米間の協力関係強化を目

指すとするれば、本協定の締結問題は避けて通れない課題であろう。協定締結に伴って、秘密保護のための新たな立法措置が必要となるならば、協定自体が国会承認案件となるであろうから、立法の必要性や問題点に関する議論が国会で繰り広げられるであろう。

第2に、自民党が議員立法として、臨時会への提出を目指していると伝えられる「宇宙基本法案」(または「宇宙活動推進法案」)に関連する課題がある。同法案は、研究開発中心の従来の宇宙開発のあり方を見直して、「わが国の安全保障、産業振興に寄与する戦略的宇宙開発」に変えることが目的とされる。その眼目は、ミサイル防衛用に日本独自の早期警戒衛星を導入するなど、自衛権の範囲内での「非攻撃的な防衛目的」の宇宙利用を可能にすることだとも伝えられる。法案は「宇宙平和利用国会決議」(昭和44年)とどのように関係するのか、また日本が独自に早期警戒衛星を運用することが日米安保体制上どのように位置付けられるのかなど、多様な論点を含む問題が議論されることになるだろう。

第3に、外交防衛以外の他の政策分野の課題だが、外交防衛政策に密接に関連した課題として、自民党などが平成19(2007)年の常会に議員提案を目指す「海洋基本法案」がある。従来の縦割りに終始する行政に代えて、EEZ及び大陸棚のエネルギー、鉱物、漁業資源の調査、開発、利用に関して、関係省庁が情報を共有し、国として海洋問題に一体的に対応するための基本法であるとされる。第1節で触れたように、海洋権益確保を目指す法案がすでに与野党双方から提案されて継続審議となっている。これら既出の法案と「基本法案」はどのように関係するのか、また、縦割りの海洋政策をどこまで克服できるのかなど、今後、議論が深められていくものと思われる。

## 【文献リスト】

### 日中関係

森本敏「日本の歴史認識とアジア外交戦略」『外交フォーラム』212号,2006.3,pp.62-68.

濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』547号,2006.6.16.

### 日韓関係

村田純一「竹島問題、土壇場で危機回避」『世界週報』87巻23号,2006.6.20,pp.6-8.

小嶋光昭「竹島、排他的経済水域、そして歴史認識の問題」『世界週報』87巻23号,2006.6.20, pp.10-15.

### 北朝鮮問題

日本経済新聞社編『北朝鮮クライシス』日本経済新聞社,2006.

重村智計『外交敗北：日朝首脳会談と日米同盟の真実』講談社,2006.

### 日露関係

木村汎「訪日の総括：シマからエネルギーへ」『海外事情』54巻1号,2006.1,pp.2-26.

### 東アジア共同体

島村智子「東アジア首脳会議(EAS)の創設と今後の課題」『レファレンス』664号,2006.5,pp.39-47.

### インド

堀本武功「インドからみた世界」『外交フォーラム』218号,2006.9,pp.12-17.

### 中央アジア

齋藤元秀「旧ソ連地域と大国の関係」『国際問題』544号,2005.7,pp.13-25.

### 防衛省昇格・海外任務本務化

「防衛庁の『省昇格』50年の歩み」防衛年鑑刊行会編『防衛年鑑 2006年版』防衛メディアセンター,2006,pp.51-85.

岡留康文「自衛隊の国際平和協力活動：任務の概要と本来任務化の課題」『立法と調査』248号，2005.5, pp.50-53.

テロ特措法等延長

新美潤「国家安全保障問題としての国際テロ：テロ特措法に基づく自衛隊の活動」『外交フォーラム』212号, 2006.3, pp.48-53.

正本謙一「テロ対策関連3法 テロ対策特措法の制定」『時の法令』1659号, 2002.2.15, pp.6-34.

海外活動「恒久法」

森本敏「恒久法(一般法)の考え方と今後の展望」『自衛隊の海外派遣法制と国会』(別冊 Research Bureau 論究) 衆議院調査局, 2005, pp.1-16.

ミサイル防衛

森本敏編『ミサイル防衛 新しい国際安全保障の構図』日本国際問題研究所, 2002.

松山健二「ミサイル防衛の論点 我が国のミサイル防衛への関与を中心に」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』396号, 2002.7.24.

集団的自衛権

山田邦夫『自衛権の論点』(調査資料 2005-2-d, シリーズ憲法の論点 12) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2006.

米軍再編

福田毅「在日米軍と自衛隊の再編計画：「再編実施のための日米のロードマップ」の概要と論点」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』541号, 2006.5.29.

国際刑事裁判所

「「国際刑事裁判所」加盟へ」『読売新聞』2006.9.3.

芝原邦爾「国際刑事裁判所設立条約の成立」『法学教室』219号, 1998.12, pp.44-50.

野口元郎「ICCは今：国際刑事裁判所の現状と加盟問題に関する一考察」『ジュリスト』1309号, 2006.4.1, pp.104-113.

執筆者一覧

等 雄一郎	.....	むすびにかえて
塚田 洋	.....	1 日中関係の課題 - 歴史認識と海洋秩序をめぐる摩擦
濱川 今日子	.....	2 日韓関係の課題 - 歴史認識と竹島領有などをめぐる摩擦
富田 圭一郎	.....	3 北朝鮮をめぐる課題 - 拉致・核開発・ミサイル発射
島村 智子	.....	4 日露関係、その他アジア諸国との課題
鈴木 滋	.....	5 防衛庁・自衛隊に関連する課題
福田 毅	.....	6 その他の安全保障政策上の課題
川西 晶大	.....	7 国際刑事裁判所 (ICC) 加盟問題